

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

対馬市は、九州の北部、日本海の西に位置する島々からなり、北は対馬海峡に市水道を隔てて朝鮮半島に対し、南は対馬海峡東水道を隔てて壱岐島、九州本土に面している。

本島は南北約 82 km、東西約 18 km の細長い島で、海岸は、沈降と隆起によって出来たりアス海岸であり、その総延長は 915 km となっている。島の 89% が山林でおおわれ、峻険な深い山が連なり、標高 200m～300m の山々が海岸までせまっており、この山々から海岸線に向かう斜面は、ほとんどが急傾斜であり小河川を形成し、その河川に沿って若干の平坦地があり、海岸はところによっては高さ 100m にも及び断崖絶壁を呈しており、砂浜の数は多くない。このようなことから、台風等集中的な豪雨の際には、いわゆる鉄砲水による被害が続出する危険性が高い。

(洪水：対馬市ハザードマップ)

対馬市のハザードマップによると、対馬市商工会本所（厳原町）が隣接する市街地地域において 0.3～0.5m の浸水が予想されているほか、厳原本川河口から約 1.8 km の地点まで川沿いの近隣商業地区で 1 m 以上の浸水が予想されている。また、飲食業や小売業が多く立地する厳原本川沿いの川端地区において、最大で 1.3m の浸水被害が予想されている。

対馬市商工会中部支所（豊玉町）が隣接する地域においては想定最大規模で 3.0m～5.0m の浸水が想定されており、小売店等が多く立地する国道 382 号線及び県道 232 号線沿線の市街地地域においても 0.5m～3.0m の浸水被害が想定されている。

北部支所（上対馬町）が隣接する地域においては、想定最大規模で 0.5m～3.0m の浸水が想定されており、小売店が多く立地する国道 382 号線沿い及び飲食店が多く立地する比田勝港周辺においても、最大 0.5m～3.0m の浸水被害が想定されている。

(土砂災害：対馬市ハザードマップ)

対馬市のハザードマップによると、対馬市役所本庁や対馬市商工会本所、中部支所、北部支所が位置する周辺においては、がけ崩れや地滑り等土砂災害が生じる恐れのある「土砂災害警戒区域」「土砂災害危険箇所」に指定されている箇所が多数存在する。また、島の面積の 89% を山間地が占めており、急傾斜地も多く、土砂災害の発生の恐れのある危険箇所は島内全域に広がっている。

(地震：J-SHIS、長崎県地域防災計画震災対策編)

地震調査研究推進本部による評価では、対馬市で今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は「0.1%未満」とされているが、県内全域で M6.9 の震源を想定した場合の震度予測は震度 6 弱～6 強が予測されており、狭い谷底平野や入り組んだ海岸線を有する本市においては

斜面の占める割合が多い為、斜面崩壊が多く発生すると予測されている。

(津波：気象庁、対馬市地域防災計画)

令和6年度能登半島地震(2024年1月1日)では、本市比田勝地区で最大0.3mの津波が観測された。長崎県周辺で発生する地震によって大きな津波が発生する可能性は低いとされているが、四方を海に囲まれた本市の状況より、海岸部における津波被害の発生が懸念される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現しており、流行により事業活動が著しく制約を受ける可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症のような新型感染症の出現は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速にまん延することにより、直接的な被害だけでなく、感染予防による移動・活動自粛によって、事業活動がほぼ停止し、地域経済は甚大な打撃を受けた。

(その他：対馬市地域防災計画、気象庁)

対馬市は、九州の北部、日本海の西に位置しており、対馬海峡や九州北部の前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込む時に大雨となることが多い。平坦地に乏しく、急傾斜地が多い地勢の特性から、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りといった土砂災害や、小規模河川の氾濫による家屋の浸水等の浸水害が発生する危険性が高い。

平成元年9月22日の台風17号では、「50年に一度の大雨」を記録する豪雨となった。日降水量は290.0mmを超え、床上浸水95件、床下浸水146件の被害に見舞われた。

対馬市は暖流である対馬海流に囲まれた島であり、その影響で年間を通して比較的温暖で雨が多いという典型的な海洋性気候である。大陸からの冷たい季節風のため、秋から初春にかけて冷え込むことが多い。最高気温は36.9℃(2018年8月)、最低気温はマイナス8.6℃(1895年)であり、対馬市厳原の平年の年平均気温は16.0℃と長崎市より1.4℃低い。年間降水量は2,300mmを超え、長崎市と比較して400mm程多い。

春は西のアジア大陸から吹いてくる季節風が原因で、ゴビ砂漠などの黄砂の影響を受ける。夏は周囲を海に囲まれ対馬海流の影響を受けるため、本土に比べて比較的涼しく過ごしやすい。2025年7月の平均気温は約27.5℃、最も暑い8月でも平均28.5℃であり、夏日や熱帯夜が続くものの、猛暑日は少ない傾向にある。比較的涼しく過ごしやすいが、梅雨前線や秋雨前線が停滞し豪雨に見舞われることも多い。秋は比較的雨が少なく、冬は平均気温が1月で5.7℃、2月で4.5℃(2025年)と対馬海流の影響から比較的温暖ではあるが、大陸からの寒波が直撃すると日中も氷点下の真冬日となることも多い。

## (2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1,577 者
- ・ 小規模事業者数 1,368 者

### 【内訳】

(出展 令和3年 総務省：経済センサス活動調査)

業種	①商工業者数	②小規模事業者数	小規模割合 (②÷①)	
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0%	厳原地区に立地
建設業	162	145	90%	市内に広く分散している
製造業	98	96	98%	市内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	40%	厳原地区に立地
情報通信業	5	4	80%	厳原・美津島地区を中心に立地
運輸業・郵便業	56	48	86%	市内に広く分散している
卸売業・小売業	482	391	81%	市内に広く分散している
金融業・保険業	24	23	96%	厳原地区を中心に市内に分散している
不動産業・物品賃貸業	112	106	95%	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	46	39	85%	市内に広く分散している
宿泊業・飲食サービス業	243	218	90%	飲食店は厳原地区・比田勝港周辺を中心に市内に分散している
教育、学習支援業	48	48	100%	市内に広く分散している
生活関連サービス業・娯楽業	170	150	88%	市内に広く分散している
医療・福祉	15	13	87%	市内に広く分散している
複合サービス事業	36	31	86%	市内に広く分散している
サービス業（他に分類されないもの）	74	54	73%	市内に広く分散している
合計	1,577	1,368	87%	

(※算出方法は「長崎県小規模事業経営支援事業費補助金（商工会）の運用について」三1(3)による)

## (3) これまでの取組み

### ① 対馬市の取組

- ・ 防災計画の認定、防災訓練の実施、防災マップの策定
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 対馬市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### ② 対馬市商工会の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・ 長崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入推進
- ・ 事業者 BCP 対策（事業休業への備え、水災補償等）に関する紹介
- ・ 危機管理マニュアルの策定

## II 課題

現状では、防災・減災に関する取り組みについて、実施ができていない。

また、緊急時の取り組みについても漠然的な記載にとどまり、対馬市などの関係機関との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP 策定のためのセミナーを年1回開催し、年間2社の計画策定支援をおこなう。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、対馬市商工会と対馬市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口相談時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

対馬市商工会と対馬市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### <1. 事前の対策>

平成25年8月30日に締結した「危機発生時等の支援活動に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

### ①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報誌、ホームページ、SNS 等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回や窓口相談等を通して、小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

### ②商工会自身の危機管理マニュアルの作成

- ・対馬市商工会は商工会事業継続計画に相当する「対馬市商工会危機管理マニュアル」を策定している。

### ③関係団体との連携

- ・損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の開催。

### ④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 取り組み状況の確認を行う。
- ・「危機発生時等の支援活動に関する協定書」の内容について、対馬市と対馬市商工会において、状況確認や改善点等について協議する。

### ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱以上の地震及び令和元年9月の集中豪雨）が発生したと仮定し、対馬市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

## <2. 発災後の対策>

自然災害時による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえ、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### ①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。  
（LINE WORKS や商工会災害システム等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を対馬市商工会と対馬市で共有する）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

### ②応急対策の方針決定

- ・対馬市商工会と対馬市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対応が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

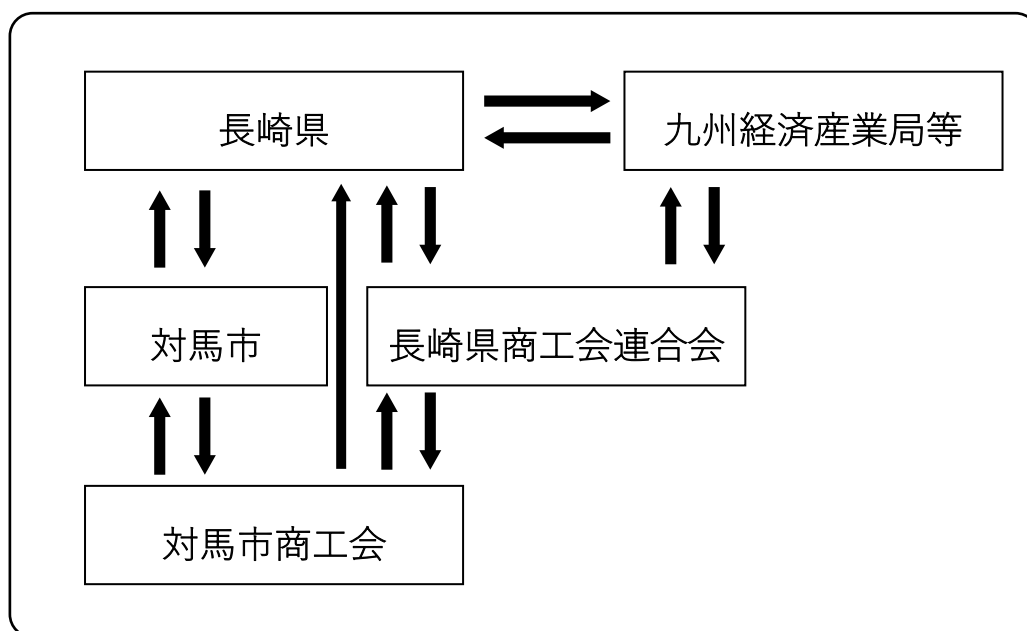
- ・本計画により、対馬市商工会と対馬市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～2週間	1日に1回連絡する
2週間～1ヶ月	1週間に1回連絡する
1ヶ月以降	1ヶ月に1回連絡する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、対馬市の指示に従って被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・対馬市商工会と対馬市が共有した情報を、長崎県が指定した方法（「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年8月28日付31産政第79号）にて、対馬市商工会又は対馬市より長崎県へ報告する。
- ・対馬市商工会と対馬市が共有した情報は、対馬市商工会から長崎県商工会連合会へ報告する。

#### 報告・連絡体制



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、対馬市と相談する（対馬市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や長崎県、対馬市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

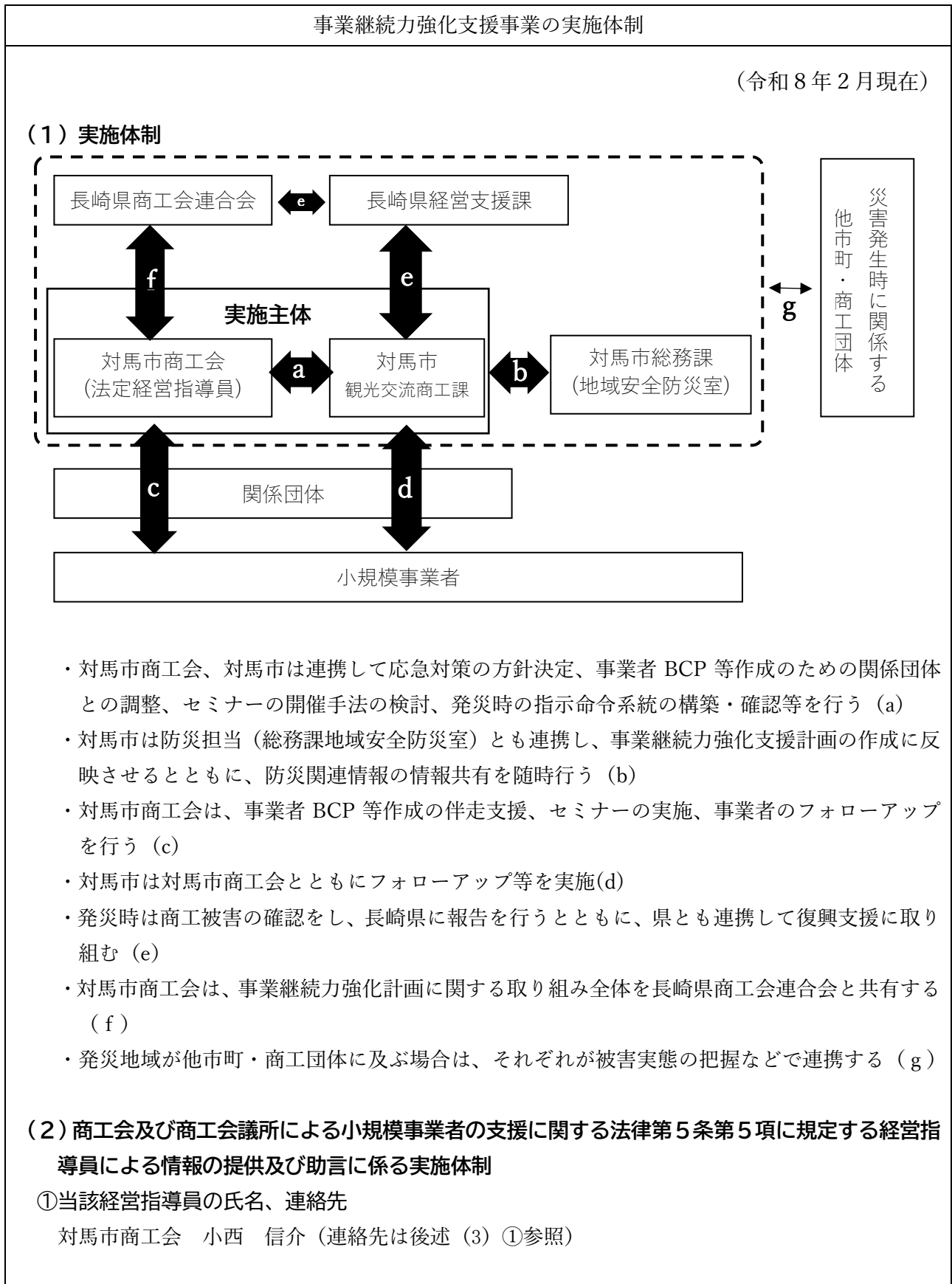
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

**(3) 商工会、関係市町連絡先**

①対馬市商工会

対馬市商工会 総務支援課

〒817-0022 長崎県対馬市厳原町国分1441

TEL:0920-52-0460 / FAX:0920-52-6169

E-mail:tsushima@shokokai-nagasaki.or.jp

②関係市町

対馬市役所 観光推進部 観光交流商工課

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441

TEL:0920-53-6111 / FAX:0920-52-1214

E-mail:shoukou@city-tsushima.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門派遣費	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、対馬市補助金、長崎県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4) 事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図